

記載例

農業所得収支内訳書記載例
(市民税・県民税申告用)

表面

2 ページ (裏面) の「収入額の明細」の合計欄①②③及び⑤⑥の金額を転記します。

農業用の電気・灯油・ガソリン代等。
※自宅用の電気・灯油等は除く

令和 06 年分収支内訳書 (農業所得用) (あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して申告書に添付してください。)

住 所	宇都宮市〇〇町 1 2 3 - 1	業種名		依頼 税理士等	事務所所在地
フリガナ氏 名	ウツノミヤ タロウ 宇都宮 太郎	農園名	〇 〇 農 園	氏 名 (名称)	
		電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電 話 番 号	

現物での支払い分は、金額に換算して計上します。

2 ページ (裏面) の「減価償却費の計算」の合計⑩の金額を転記します。

農地・農業用建物の固定資産税，農業用車両の自動車税，水利費，農協の組合費等。

使用可能期間が1年未満又は、10万未満の農具の購入費用。

【家事上の費用について】
農業用軽トラック等車両について支払った燃料費の内、通勤等の家事分に対応する費用や、農業用建物兼住宅等について支払った固定資産税の内、住宅分に対応する費用などは必要経費になりませんので、家事と農業の使用状況によってあん分し、農業部分のみを計上してください。

令和 7 年 3 月 4 日

(自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

科 目		金 額 (円)										科 目		金 額 (円)									
収 入	販 売 金 額 ①			8	9	5	7	0	0	0		経 費	修 繕 費 ①			1	2	5	0	0	0		
	家事消費金額②				2	7	5	0	0	0			動力光熱費②				2	7	0	5	1	5	
	雑 収 入 ③				2	0	1	0	0	0			作業用衣料費③				3	6	0	0	0		
	小計④			9	4	3	3	0	0	0			農業共済掛金④				1	8	0	0	0		
	(①+②+③)												荷造運賃手数料⑤				8	2	0	0	0		
	農産物の期首⑤				1	4	5	0	0	0			土地改良費⑥				1	8	0	0	0		
	棚卸高期末⑥				1	6	4	3	0	0			共 販 諸 掛 ⑦				3	9	3	4	2	6	
	計⑦			9	4	5	2	3	0	0													
	(④-⑤+⑥)																						
	雇 人 費 ⑧				2	9	0	0	0	0													
経 費	小作料・賃借料⑨										経 費												
	減価償却費⑩				2	4	2	9	9	5													
	貸 倒 金 ⑪																						
	利子割引料⑫				1	3	3	6	0	0			雑 費 ⑬				6	3	0	0	0		
	租 税 公 課 ⑬					7	2	1	5	0			農産物以外の期首⑭				3	4	2	9	0	0	
	種 苗 費 ⑭					8	4	0	0	0			棚卸高期末⑮				3	0	6	0	0	0	
	素 畜 費 ⑮				4	2	9	0	0	0			経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用⑯				1	0	0	0	0	0	
	肥 料 費 ⑯				5	3	8	0	0	0			小計⑰				3	6	6	1	4	9	1
	飼 料 費 ⑰				3	7	5	0	0	0			(⑬~⑯までの計+⑰)				4	3	2	8	0	8	6
	農 具 費 ⑱				2	8	6	0	0	0			専従者控除前の所得金額⑱				5	1	2	4	2	1	4
費 経 費	農 薬 費 ⑲				3	4	7	5	0	0		専 従 者 控 除 ⑲				1	3	6	0	0	0	0	
	衛生費																						
	諸材料費⑳				5	8	7	0	0	0		所得金額(⑮-⑰)				3	7	6	4	2	1	4	

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現 金 物	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
東原町 3 4 5 - 6 甲野 太郎	延 日 16	80,000 円	13,000 円	93,000 円
西原町 6 7 8 - 9 乙野 次郎	26	130,000 円	21,000 円	151,000 円
その他 (8 人 分)	8	40,000 円	6,000 円	46,000 円
計	50	250,000 円	40,000 円	290,000 円

合計金額を、左の経費⑧に転記します。

○小作料・賃借料の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小 作 料 ・ 賃 借 料 等 の 別	面 積 ・ 数 量	支 払 額
		a・kg	円

支払額の合計を、左の経費⑨に記入します。

○事業専従者の氏名等

氏 名	(年齢)	続 柄	従 事 月 数
宇都宮 春子	(46 歳)	妻	12 月
宇都宮 和夫	(24 歳)	子	12 月
	(歳)		
	(歳)		
		延べ従事月数	2 4

左表⑱の専従者控除がある場合に記入します。
申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」にも記入してください。
※事業専従者とは、年間6か月を超えて専ら農業に従事している、生計を一にする15歳以上の親族が条件です。
※事業専従者とした親族は、「扶養控除」の対象者とはできませんのでご注意ください。

事業専従者一人一人について下図で計算した金額の合計額を専従者控除⑱の欄に記入

- ・事業主の配偶者 8 6 万円
- ・配偶者以外の親族 5 0 万円

どちらか低い金額
(一人当たりの上限額)

(専従者控除前の所得金額⑱の金額) ÷ (専従者の数 + 1)

記載例

裏面

償却の基礎になる金額は、取得年月日により、取得価額に対する金額が異なりますのでご注意ください。

○定額法
平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産・取得価額と同額

○旧定額法
平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産
・建物・農機具等 90%
・果樹・植物等 95%

※旧定額法の償却済の資産で、現在も事業の用に供している資産は、残存価格を5年間で「均等償却」できます。

育成途中の該当物は、減価償却費には計上できません。

取得価額が、10万円以上20万円未満の償却資産については、取得年から3年間で、取得価額の1／3ずつ必要経費にすることができません。

前年以前から育成中の場合は、前年末の「翌年への繰越額」と同額を記入します。

例

1 年間に、販売した金額
(出荷後の代金未受領分も含む)

家事・贈答用等に消費した分の金額
(生産者販売価格により見積もります)

温室・ビニールハウス等で、栽培した作物はこの欄に記入します。

・期首・・・年頭に保有していた農産物の数量と金額
(前年申告の期末分より)
・期末・・・年末に保有していた農産物の数量と金額
(次年申告の期首分になります)

[数量がわずかな場合は、省略しても差し支えありません]

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	販売金額	家事消費 事業消費金額	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等 (飼育頭羽数)	販売金額	家事消費 事業消費金額	農産物の棚卸高								
				期首		期末					期首		期末						
				数量	金額	数量	金額				数量	金額	数量	金額					
田	水 稻	120 ^a	1,380,000 ^円	195,000 ^円	600 ^{kg}	145,000 ^円	680 ^{kg}	164,300 ^円	特 殊 施 設	きゅうり	600 [㎡]	1,337,000 ^円	6,000 ^円		kg		円	kg	
	自家野菜	5		60,000						トマト	600	1,408,000	4,000						
	はくさい	40	1,624,000	3,000					④ 小 計	1,200 [㎡]	2,745,000	10,000							
	レタス	10	663,000	2,000					農 産 物 計	⑤ 227	7,832,000	275,000		⑤	145,000		⑥	164,	
	甘夏みかん	40	1,420,000	5,000					畜 産 物	肉 豚	25	1,125,000							
									畜 産 物										
	① 小 計	215 ^a	5,087,000	265,000		145,000		164,300	⑦ 小 計		1,125,000	0							
								合 計	⑧ ①+②+③	⑨ 8,957,000	⑩ 275,000					⑪ 201,			

計算に使用する償却方法を記入します。
償却方法には、「定額法」・「旧定額法」
(該当資産の取得年月日により異なります)の他に、
税務署に届出した場合に使用できる「定率法」等があります。

1 年の内、保有している月数を記入します。
(1 か月未満は切上)

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	④取得価額 (償却保証額)	⑤償却の基礎 になる金額	⑥償却 方法	⑦耐用 年数	⑧償却率 又は 改定償却率	⑨本年中の 償却期間	⑩本年分の 普通償却費 (⑥×⑧×⑨)	⑪特 別 償 却 費	⑫本年分の 償却費合計 (⑩+⑪)	⑬事業専 用割合	⑭本年分の必要 経費算入額 (⑫×⑬)	⑮未償却残高 (期末残高)	摘 要
木骨モルタル造・ 農業機械用車庫	33㎡	年 月 H22・ 5	(1,500,000 ^円)	1,500,000 ^円	定額	15 ^年	0.067	12月 12	100,500 ^円	— ^円	100,500 ^円	100%	100,500 ^円	26,000 ^円	
軽トラック	1台	R6・10	(1,000,000 ^円)	1,000,000	定額	4	0.250	3 12	62,500	—	62,500	100	62,500	937,500	
ビニールハウス	1式	H17・ 1	(320,000 ^円)	16,000	—	—	—	12 12	3,199	—	3,199	100	3,199	1	均 等 償 却
甘夏みかん樹	40a	H19・ 1	(520,000 ^円)	494,000	旧定額	30	0.034	12 12	16,796	—	16,796	100	16,796	217,672	
一括償却資産	—	R4・	(180,000 ^円)	180,000	—	—	1/3	12 12	60,000	—	60,000	100	60,000	0	
計									242,995	—	242,995	⑩	242,995	1,181,172	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の 名 称	取得・生産 ・定植等 の年月日	④前 年 从 の 繰 越 額	育 成 費 用 の 明 細					⑩本年中に成 熟したもの の 取 得 価 額	⑪翌 年 へ の 繰 越 額 (④+⑩-⑪)	⑫⑫、⑬、⑭の 欄 の 金 額 の 計 算 方 法
			⑬本年中の 種苗費、種付 料、素畜費	⑭本年中の 肥料、農薬等 の投下費用	⑮小 (⑬+⑭)	⑯育成中の果 樹等から生じ た収入金額	⑰本年に取得 価額に加算する 金額(⑮-⑰)			
甘夏みかん樹 (20a)	H30・11	395,000 ^円		100,000 ^円	100,000 ^円	40,000 ^円	60,000 ^円		455,000 ^円	
計		395,000		100,000	100,000	40,000	60,000		455,000	

飼料・肥料・農薬費のみを、育成費とすることができます。

育成中の果樹からの収入は、育成費から差し引きます。
(販売金額に収入を計上した場合は、育成費から差し引きません)

【中古資産を取得した場合の耐用年数】
中古資産を取得した場合の耐用年数は、次の年数とすることもできます。
・中古資産は摘要欄に「中古」と記入します。

・法定耐用年数の一部を経過した償却資産
〔法定耐用年数－経過年数〕÷経過年数×0.2

・法定耐用年数の全部を経過した償却資産
〔法定耐用年数×0.2〕

〔1年未満の端数は切り捨て、ただし値が2年未満となる場合は、2年とします〕

○本年中の主な償却資産の法定耐用年数と償却率(定額法)			
種類・構造等		耐用年数	償却率(下欄取得日)
			～H. 19. 3. 31 H. 19. 4. 1～
倉庫 作業所	木造・合成樹脂造	15年	0.066 0.067
	木骨モルタル造	14年	0.071 0.072
	鉄骨4mm超	31年	0.033 0.033
	鉄骨3～4mm	24年	0.042 0.042
	鉄骨3mm未満	17年	0.058 0.059
ハウ ス	ビニール・骨格金属	10年	0.100 0.100
	” 基礎定着	14年	0.071 0.072
軽トラック		4年	0.250 0.250
乗用トラクター・普通型コンバ イン・ボイラー・ポンプなど		7年	0.142 0.143
田植機・歩行型トラクター・自 脱型コンバイン・ロータリー・ ハロー・噴霧器・刈取機など		7年	0.142 0.143